

湯沢町社会福祉協議会

「地域ふれあい・いきいきサービス推進事業」実施要項

- 1、目的 町内での高齢者が家に閉じこもってしまうと身体的機能が低下し、さらに、話し相手の居ないことにより認知症への進行も心配される。この高齢者を一同に会し、話し合いや事業を行うことにより地域での一体感や仲間意識が更に醸成され元気な高齢者になってもらうことを目的とする。
- 2、実施主体 町内会・地区住民・ボランティア
(主管は湯沢町社会福祉協議会事務局とする)
- 3、事業内容
 - ① 高齢者が元気になる、地域特性に応じた事業とする。
 - ② 事業を行う町内会等は概ね年6回以上、1回3時間以上行わなければならない。
 - ③ 行う事業の中に他の団体等との事業等にその会として参加する場合も回数に入れても差し支えない。
 - ④ 実施人数は概ね10人以上の高齢者とする。
- 4、実施規模 原則として町内会とする。ただし、目的に沿うものであれば町内会を越えても差し支えないものとする。
- 5、参加対象 高齢者（原則65才以上）とするが、地域間交流として、子供等の参加も認める。
- 6、会場 町内の公民館又は公共の集会場とする。
- 7、事業推進 事務局は町内会等に働きかけ町内全域が「地域ふれあい・いきいきサービス推進事業」を行えるよう調査・広報を積極的に行うこと。
- 8、助成金 町内会事業ごとに35,000円を限度とする。なお、助成金は目的以外に使用してはならない。
- 9、事業申請・報告
 - ① 実施する町内会等は申請様式1～3に記載の上、事務局に提出する。
 - ② 申請を受けて事務局は活動費である助成金を交付する。
 - ③ 事業終了後6月末までに事務局へ報告様式1,2により報告しなければならない。
 - ④ 事業費が助成金より少ない場合はその差額を返納しなければならないが、やむを得ない理由がある場合はその限りではない。

この要項は平成21年4月1日より実施する。